

## 会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和2年 1月23日（木曜日）
開催場所	茨木市役所南館8階 中会議室
議長	新野会長
出席者	高田委員、山口委員、太田委員、大木委員、 中西委員、森川委員、岡田委員、
欠席者	石田委員、上島委員、森脇委員
事務局職員	北川健康福祉部長、北達健康福祉部理事、 竹下健康福祉部副理事兼相談支援課長、河原障害福祉課長、 中井こども育成部次長兼子育て支援課長、中尾福祉指導監査課長、 石井障害福祉課課長代理、刈込障害福祉課認定給付係長 藤岡子育て支援課発達支援係長、中島相談支援課参事、 中村相談支援課相談二係長、東後地域福祉課課長代理 藤山障害福祉課計画推進係長
議題(案件)	1. 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定に向けた方向性について 2. 茨木市障害者地域自立支援協議会全体会の報告について 3. その他
資料	次第 資料1 次期計画策定に向けた方向性について 資料2 令和元年度第2回茨木市障害者地域自立支援協議会全体会議事概要 配席表 障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）策定にかかる今後の予定（概要）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
石井課長代理	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>事前に送付させていただいております資料として、式次第、そして資料1として「次期計画策定に向けた方向性について」、そして資料2として「令和元年度第2回茨木市障害者地域自立支援協議会全体会議事概要」を送付させていただいておりますが、本日配布させていただいております資料として配席表、そして「障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）策定にかかる今後の予定（概要）」、そして事前に送付させていただいております資料1において、少し乱丁がございましたために、内容に変更はございませんが、差しかえの資料としてお手元にはお配りさせていただいております。</p> <p>資料の中でないものとかは、特にございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、会議の議事進行は会長が行うことになっておりますので、新野会長よろしくお願いいたします。</p>
新野会長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>では、これから会議を始めたいと思っております。着座で失礼いたします。</p> <p>初めに、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
石井課長代理	<p>本日の委員の出席状況につきまして、御報告いたします。</p> <p>議員総数11名のうち、御出席は現時点では7名でございますが、大木委員から少し遅れると連絡がございます。</p> <p>欠席委員につきましては、3名です。</p> <p>7名御出席いただいておりますので、過半数以上の出席をいただいております。</p>
新野会長	<p>また、本日は4名の方が傍聴されていることを御報告いたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では早速、議事に入りたいと思っております。</p> <p>きょう用意されております議題は、3つございます。大体の時間の目安なんですけど、1番で60分足らず、2番と3番で30分、全部終わりますのが3時半を目標ということで、大体それを目安にしていた</p>

藤山係長

だきたいと思います。

ただ、皆さん方にたくさん意見・ご発言を頂戴したいと思いますので、時間が来たからもうやめておこうということにはならないで、どうぞ十分に御発言はしていただきますように、お願いをしたいと思います。

では、まず議題の1です。

障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）の策定に向けた方向性について、この議題に関しましては、昨年末に事務局のほうから本日の会議の開催の御案内と合わせて、委員の皆様事前に御意見や質問などを伺う紙が入っていました。それで、御提出をいただいたものも含めましての、議事進行ということになりますので、補足や報告等あるかと思います。それは事務局のほうからよろしくお願いをしたいと思います。

では、事務局藤山係長です。よろしくお願います。

よろしくお願います。障害福祉課の藤山と申します。

この議題1につきましては、資料の1、今日差しかえで置かせていただきまして、事前にお送りしたものが少し見にくい形になっておりまして、大変申しわけございません。この資料1にそって進めていただく形になります。座って説明をさせていただきます。

まず、資料1のページで言いますと1ページをごらんいただければと思います。

こちらについて次期計画策定に向けた方向性についてというタイトルを書かせていただきまして、現状の計画の期間、そして今日、御議論いただく中身の確認ということで、少し上に表をつけさせていただいております。

現在の計画において、来年度、令和2年度末というのが、この障害福祉計画の第5期及び障害児福祉計画の第1期、現状の計画の計画期間が満了のタイミングになりまして、その2つの計画の上位計画に当たります、障害者施策に関する第4次長期計画、また総合保健福祉計画の第2次という長期の計画については、この計画期間のちょうど真ん中ということになります。

この分科会において、今日以降に検討いただく中身、及び国・府の方針とまた調整を図りまして、ほかにはまた後で説明をさせていただきますが関係機関の皆様等への意見をお伺いをしたことを全て踏まえまして、今年末ごろまでに計画の案を取りまとめまして、パブリックコメント等の手続を踏んで最終的な計画を策定する流れになります。

昨年末に皆さんに御意見をお伺いしたのは、現計画、障害福祉

計画の第5期及び障害児福祉計画の第1期ですが、その現計画の内容をもとに次期計画策定に向けて、どういうふうを考えていったらいいですかということで、事前の意見を募集させていただきました。その間、意見として事前に頂戴できたのは、御一人の委員の方からだけだったんですけれども、その事前意見あるいは御質問をこの資料1の中に、それぞれ項目に分けて点線囲みで示させていただいております。

今日これからについては、項目ごとの事前意見あるいは御質問の内容にも触れていただきながら、事前に意見を頂戴できなかった皆様の御意見も踏まえて、今後の流れ進めていきたいというふうに考えております。

最後この下に書かせていただいております現在、同じく令和2年度末に計画期間満了を迎えます、高齢・介護の計画というのも別にございまして、それも同じように、こことは違う分科会のほうで、次期計画の策定を進めておるところです。

このできあがる計画の冊子等につきましては、この障害福祉関連の2つの計画と高齢・介護の計画も全て含めて一体とした冊子の形、現計画で言いますと、茨木市総合福祉計画第2次も複数の計画を一体の冊子にまとめる形で編集させていただいておりますので、そういう形での編集、発行を予定しておるところということになります。

ページをめくっていただきまして、この後項目に沿ってお話をいただく形になるかと思うんですが、少しだけ注意点といいますか、お知らせをさせていただきたいと思っております。

2点書かせていただいております、この障害福祉計画及び障害児福祉計画につきましては、法に定める計画となっております、この計画をつくるに当たりましては、国の出す方向性あるいは府も同じく計画をつくっておりますので、府のつくる計画と一定の整合を図る必要がございます。

ですので、市でももちろん市の計画をつくるんですけれども、全てその国や府の計画や方向性と無関係につくれるというわけではなくて、一定の影響を受ける部分がございます。ですので、今日以降皆様に御議論いただくのは、市の状況あるいは茨木市独自の特性に応じた独自の指標を、国や府が定める指標にプラスしてこういった指標を加えるべきではないかとか、そういう独自の指標の追加でありますとか、あとは目標の数値設定に当たっても国や府の状況と茨木市の状況は違うので、こういった方向性の数値を設定するべきではないかというような考え方を決めていくようなことが、今日の目的となります。

2点目になります。両計画に示します具体的な数値の部分につきま

しては、まだ現時点で国、府の方向性が示されていないということもございまして、なかなか数値まできょうの段階で決定してしまうことが難しい状況にあります。ですので、細かい数値の部分につきましては、4月以降、令和2年度に入りまして開催をいたします本分科会において、一定市のほうからたたき台というものを提示させていただきまして、その数値等をごらんになって委員の皆様さらに検討を深めていただきたいというふうに考えております。

現段階、今日の段階におきましては、それ以前となる指標の項目そのものを、あるいは数値を検討する上での方向性、を皆様に御意見を頂戴したいと考えておるところです。

事務局からの説明としては、以上であります。会長よろしくお願いたします。

新野会長

ありがとうございました。

では、議事に具体的に入ってまいります。

進め方なのですが、配付していただいております、まずは資料1です。その順序にそって進めさせていただきまして、委員から事前の意見・質問が入っております項目につきましては、必要に応じて事務局から御回答なり説明なりをいただき、そして委員の皆様にも御意見をいただくと。そういうやり方でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

新野会長

特に御異議の声がございませんので、そのやり方でさせていただきます。

それでは、資料1に沿ってですが、資料の2ページの障害福祉計画というところから御説明をしていただくということになります。見ますと、★印がついておりまして、成果目標というのがまず挙がってまいります。

その中身は3項目。いやいや〔1〕、〔2〕、〔3〕、〔4〕というふうに大きな課題が上がっておりまして、その中が「現計画における目標」、「現計画の進捗状況と課題」で、「次期計画に向けた国等の動向」そういう構成でつくられている資料でございます。

その間に、事前に委員の方から送られた意見や質問等が挟まっている。そういうスタイルでございますので、それを御了承の上でお願いをしたいと思います。

いかがいたしますか。資料の●障害福祉計画のところから、では御説明をいただくということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

藤山係長

では、障害福祉計画の中では、項目に沿って、委員の方からの事前意見があるところで一旦区切るという形をとらせていただいて、まず

は〔1〕福祉施設の入所者の地域生活への移行の部分について、概要を説明させていただきます。

現計画における目標ということで、8月の会議でも報告は一定させていただいたところではあるんですが、現時点で福祉施設、いわゆる入所施設のほうから地域での生活へ、生活の場を移行される方の目標数値というのが、計画上で設定をされています。

新野会長

皆さん、この冊子をお持ちだと思います。これでは213ページに載っているところなんです。それをここに引き移していただきまして、現在の数値を入れていただいたと、そういうスタイルになっております。

はい、済みません。どうぞ。

藤山係長

その現計画においては、この32年度ですので来年度末までに地域への生活に13人移行されることを目標にこの計画期間をスタートしておるところです。ですので、3年のうちの2年がもうすぐ終わろうとしておる状況において、どうかということなんです、3年の計画期間のうち1年目が終わった時点で、実績数値がゼロ人ということで、今年度の実績についてはまだ取りまとめが進んでおりませんので、ここにお示しができていないんですが、3年のうち3分の1が終わった時点で13人の目標に対してゼロ人であるということで、計画の進捗は余り捗々しくないというような状況かと思っております。

同じく施設入所者の削減数につきましても、実績ゼロ人ということで、目標値に達することができていないという状況ですので、現計画の進捗状況の課題というところを一番下の方に書かせていただいておりますのは、地域における受け皿の問題、グループホームであったり、あるいは単身生活をされるのであれば、その単身生活を支えるヘルパーさんであったりとか、というような資源整備の問題ももちろんですけども、入所者の方あるいはその御家族に対して、地域生活に目を向けていただくための動機づけというのも課題になっているというふうに書かせていただいております。

次期計画に向けた国等の動向という部分ですけども、国あるいは府のレベルにおきましても、計画として掲げている数値を十分達成できている状況ではないというふうにお聞きをしています。次期計画、まだ具体的な数字は出ていないんですけども、今の国の検討の話をお聞きすると、現計画よりやや下方修正されるのではないかという見通しとお聞きしております。この辺についても、皆様からの御意見頂戴できればと思います。

この〔1〕については、いったんここで切らせていただきます。

新野会長

ありがとうございました。

中村相談支援 課相談二係長	<p>当初たてた目標に対して、今のところ実績はゼロ、ゼロという御説明でございました。</p> <p>ここまでで、皆様からの御意見ございましたらお聞きをしたいと思いますが。</p> <p>相談支援課の中村です。</p> <p>こちらで委員の方から事前に質問等いただいております。点線の四角で囲っている所ですが、質問といたしましては、「現在、グループホームはどこもいっぱい聞く中で、当事者や家族と話をするとき、地域移行先としてどういった場（選択肢）を勧めているのか。」というものです。こちらのほうは、ご本人の意向、どのような生活を希望されるのかというところを踏まえまして、グループホームや一般の住宅というところも探していくことにはなります。</p> <p>このご質問のありました「グループホームはどこもいっぱい」と、確かにそうなのですが、タイミングによっては空いている所というのもありますので、茨木市内に限らず、茨木市外も含めてグループホームや一般の住宅を探していくということになります。</p>
新野会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事前にいただきましたこの点々の囲みで書いてあります内容について、事務局としてお答えをいただきました。あるんだとすれば、どこがあるのか知りたいということ、この事前の意見をお出しくださった方おっしゃってるんですけども、委員の皆様方の中で「ここあるよ」と、その退所、退院後の生活をする場合は「ここにもあるよ」とかというような情報をもしお持ちでしたら、委員さん教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。それ以外のことも含めて、今の〔1〕の部分に関しての御意見でも結構でございます。いかがでしょう。</p>
太田委員	<p>太田さん。太田さんですね。お願いいたします。</p> <p>地域移行につきまして、平成30年度の第1回のときに進捗状況を説明していただいて、そこでも意見をさせてもらいました。その後、毎回この場で繰り返しお伝えをしてきているんですけども、まず、平成27年度から11人の施設入所者がふえているという現状があるということで、以前説明がありまして、そこから地域移行が進んでいないということで、これはちょっと大きな課題かなというふうに思っているところです。</p> <p>第1回のときにもお伝えをした繰り返しになりますけれども、まずこの施設からの地域移行を勧める側ですね、これは茨木市であったり事業所であったりするんですけど、相談支援も含めてこの勧める側が本当にこの地域移行を勧める必要があるんだという認識をまず持つ必</p>

要があるのではないかということで、この勧める側向けの研修会を行うということ、平成30年度の第1回のときに提案をさせていただきました。いろんなこと難しいかもしれないですけど、少なくともこの研修会を、ぜひ実施していただきたいなというふうに思っています。

私の言葉足らずでうまく伝えられていなかったかもしれないんですが、まず勧める側があるべき姿、どういった社会であるべきか、障害がある人が地域で当たり前にみんなが暮らせるような社会であるべきだというような、あるべき姿をしっかりと共有する必要があると。そのあるべき姿と現状、現時点の現状ですね、多くの人施設に入所せざるを得ない、あるいは親がかりの生活を強いられる。グループホームという選択肢もありますけれども、グループホームといっても本人が本当に選択してということなのか。最近ではグループホームといっても小規模施設というような形になりがちで、本当にアットホームなグループホームというのは、なかなか多くないと、今の現状は思います。

そういったあるべき姿、例えば国連の障害者権利条約、あと障害者基本法とか総合支援法です。差別解消法もそうですけども、そういったところに掲げられている理念とか目的、そういうところをもう一度勧める側もしっかりと協議をするというところから始める必要があるんじゃないかなというふうに思っていますので、まず研修会をぜひ開催をしていただきたいなということを、改めてお願いしたいと思えます。

新野会長

前からおっしゃっていて、提案をしていただいていたことなのですが、認識を高めるための研修会を持つべしだと。それをぜひ今年、来年、次の計画の中には入れてほしいというふうなお話だったと思います。

いかがでしょうか。次の計画のたたき台に入れてください。ぜひ、お願いしたいと思います。

岡田委員

はい、御手が挙がっております。岡田さんですね。

済みません。先ほど会長のほうからは、どこでその情報を得たかということで、御質問がありましたよね。

新野会長

はい。

岡田委員

それで、私もまだ最近なんですけれども、やっとグループホームに入った子供がおりまして、その情報というのはそこでお世話になっている施設のほうからの情報で。

あとこの質問をされている方がいっぱい聞く中でというふうに、多分想像されているんで、まだ子供さんは若い方かなというふうに私も拝察いたしますけれども、本当に親は切羽詰まらないとやっぱり人



新野会長	<p>に預けるということが、なかなかできないものなんです。そやからそういう受け皿がいっぱいあったらいいんですけど、やっぱり親の希望でそういうグループホームとか施設入所をつくってほしいという、そういうものなんです。情報というのは、なかなか私としては施設から伺いました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
中村相談支援課相談二係長	<p>地域移行に関しての御意見と実際には入っておられた施設さんがこのこんなグループホームあるよということを御存じで教えてくださるという場合もあるという御発言でございましたので、次にいかせていただくと。</p> <p>事務局のほうお願いします。</p> <p>相談支援課の中村です。</p> <p>先ほど太田委員のほうから研修会を実施をという話がありましたが、今日、地域移行・地域定着部会が主催する研修会をこの午後の時間に実施しております。内容につきましては、「地域から関わる退院支援」で地域移行支援事業の活用ということで、その地域移行支援に積極的に取り組みをされている方を講師にお招きして、研修会を実施しているところです。</p> <p>案内につきましては、相談支援事業所等に案内を送っておりますが、十分に行き渡っていなかったかもしれません。ですので、またこういった機会を積極的にもって、今後地域移行支援事業の活用をということで、進めていきたいと考えているところです。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>太田さんよろしゅうございますか。</p>
太田委員	<p>ありがとうございました。今日の研修会ということで、どちらかという精神病院からの地域移行のほうだと思わんですけれども、精神病院からの地域移行はこの入所施設からの地域移行に比べるとまだ少しずつは進んでいるというふうに聞いているんですけれども、この施設からの地域移行が特に今回も全く進んでいないというようなところがありますので、そのあたり部会の中だけじゃなくて市の職員も、あと施設の職員、グループホームそれからヘルパーの事業所の職員とか相談支援の人とか、そういった人もみんな集めて、もう一度基本的なところなんです。本当に障害者権利条約で、障害のある人がどこで誰と住むのかしっかり選択できるようにというようなことがあります。それに基づいて障害者基本法と総合支援法というところの目的にもそれがしっかりと入っているということ自体を、まずみんなが共有できてないと思うんです。今の現状では、どれだけの人が施設に入所されて、</p>

地域で生活を希望してもできないという現状があるという、そういった今の事実、そういうのをしっかりと勧める側で共有して、あるべき姿に向かって、じゃあみんなで取り組みましょうということがスタートかなというふうに思っているんです。その中でいきなりすぐに進めるということができないから、じゃあ少しずつでも進めようということで、この目標が設定されるということだと思いますので、そういう意味でまずはあるべき姿の共有を勧める側でしっかりと行って、ということは何とかそういう場をもっていただきたいというふうに思っています。

あとそれと、具体的にどうしたら進むのかというところでいくと、一つは重度訪問介護という制度が今あります。この重度訪問介護という制度をしっかりと茨木市が広げていくと、推進していくという方針を出して、本当に障害のある方々、事業所に対してこれを協力してくれということ言えば、必ず進みます。特に知的障害の方です。今の茨木市では3名の方がこの自立生活をしているんですけれども、これは実は措置制度のころから、茨木市が先進的に取り組んでそういった知的障害の自立生活を勧めて来ています。まだ、当時は全国的にほとんどない中で、茨木市は先進的に取り組んできているということがありますので、これは3人から措置制度から取り組まれて、今ようやく制度が後から追いついてきて、この重度訪問介護というのが使えるようになったんだけど、そこから全くふえてないんです。そういう方針を先進的に取り組んできた茨木市として、そこは力を入れて進めていくというようなことを何とか考えていただきたいなと思っています。

新野会長

貴重な御発言をありがとうございます。あるべき姿を示すべしであるということをおっしゃいまして、現に地域移行で活動、活躍をしてらっしゃる知的障害の方の例もお話くださいました。

重度訪問介護に力を入れれば、将来はそう暗いものではないという希望に満ちた御発言、御意見だったかと思います。どうぞよろしく、これを踏まえて次の計画の下案をお考えいただけたらと思います。

まだ、はい。

太田委員

済みません。全体にもかかることなのかもしれないですけど、この目標設定に当たって、国や大阪府が基準を出してくると。それとの整合性が必要だということですけども、この国や府が出す基準というのは、あくまでも最低ラインだと思うんです。だからその最低ラインではなくて、茨木市はやっぱり独自でそれを超えた目標設定をしていくということ、基本方針といいますか、この指標として持っていたいただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

新野会長

ありがとうございました。

それでは、この〔1〕についてはここまでにしまして、〔2〕の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、現計画書の214ページでございます。お持ちでしたらちょっと見ていただきましたら。それに対する現状。

藤山係長

藤山さん、お願いいたします。

では、〔2〕のところについての説明を簡単にさせていただきます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、つまりはどういうことかということなんですが、先ほど少し太田委員からもお話がありましたように、精神疾患がある方で長期入院をされている方が、先ほどの施設入所の方と同じように地域に出て、地域生活を送るといような際に、やはりその地域の側がそういった方を受けとめられるような体制をつくっていかなければいけないのではないかということで、この構築というのが一つうたわれています。その中で少し抽象的な部分もございまして、この現計画において示されている目標というのは、何かの数値ということではなくて、来年度末までにそういった地域包括ケアシステムの構築にかかる話し合い、協議をする場をまずは設けるべしということが、現計画の目標として国、府から示されて、市としても同じ目標を掲げておるところです。

現状について申し上げますと、茨木市においては障害者地域自立支援協議会の中で、地域移行・地域定着部会という、地域移行に関するテーマを話し合う部会を設置しておりまして、その中で特に精神疾患、精神障害の方の地域生活に関して保健所であったり茨木市内の精神科病床を抱える病院の職員の方であったり、もちろん相談支援事業所の方であったりを含めて、定期的に会議をする場を設けさせていただいております。この会議をする場をこの計画で指し示します地域包括支援ケアシステムの構築にかかる協議の場として位置づけておりますことから、現計画の期間内での設置ということについては、現時点ではできていてる、完了しているという認識であります。

次期計画に向けてなんですけれども、令和2年度末までに設置をするというのが現計画の目標ですので、その先もまた設置をするということになると同じ内容になってしまいますので、今国のほうで検討されているのは、その設置をした協議の場をどのように活用していくのかということについて、目標を何らか設定することになるということで、検討の方向性を聞いていますが、その例として挙げられているのが、精神病床における退院率であったりですとか、退院後一年以内に地域でどれだけ生活ができているか、などですが、これらの数字を市町村レベルでどれだけ把握できるのかとか、都道府県レベルでどれだ

新野会長	<p>け把握できるのかというところが、また十分にこちら市のほうにも情報がおりにておりませんことから、具体的な指標というのはまだ見えていないところがあります。また皆様からもこういった現状、作った協議の場をどのように活かしていくべきかというあたり、御意見等があれば頂戴できればと思っています。事前には特に御質問出ておりませんので、もし今日何かあれば、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
太田委員	<p>ただいまの御説明につきまして、何か御意見・御質問・アイデア等ございましたら、お願ひしたいと思います。</p> <p>太田さんです。お願ひいたします。</p> <p>この地域移行・地域定着部会というのは、先ほど話にあった地域移行を進めるというところが目的につくられてきたと思うんですけども、この今回国のほうから出てきた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムというのがポンと出てきて、それを今あるからこれに当てはめようというような形になっているんじゃないかなと、いうふうに感じるんです。この部会の担当者は、この地域包括ケアシステムの構築の場として、今この地域移行・地域定着部会を行っているという認識が、どこまであるのかなというふうに思いますし、また、そのあたりこの部会の中でということによって本当に事足りるのか。しっかりと地域移行・地域定着部会においても、議論をして検討した方がいいのではないかなというふうに思います。</p>
新野会長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>地域自立支援協議会の御報告が2番の議題であがっておりますので、その中で出てきますかね、山口委員さん。出てくるなら、ちょっと置いておきましょうか。そうでなければ、山口さんのお立場で何かお答えいただけたらありがたい。</p>
山口委員	<p>ちょっと直接かかわってない。この部会にはかかわってないんで具体的には。</p>
新野会長	<p>そうなんですか。</p> <p>じゃあ、事務局からはございます。お願ひいたします。</p>
中島相談支援課参事	<p>相談支援課の中島と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>まず、地域移行・地域定着部会というは、大きくチームが2つありまして、精神科病院チームと施設入所チームに分かれています。本市としましては、その精神科病院チームのほうを精神障害に対応した地域包括ケアシステムの協議の場と位置づけております。資料のほうでもこの協議の場の設置というこの四角で囲んでいるところの少し下に令和2年度末の国、大阪府の目標として、令和2年度末までに協議の場を設置ということ、具体的に国の示し方としては、地域移行地域</p>

定着推進協議会などの協議の場を設置という表現の仕方でした。ここではそこまでは書いていないんですけれども、この協議会については府レベルのものであります。

実際に現在その地域移行地域定着部会で話し合われている内容なんですけれども、国のほうで要綱を定めているんですけれども、その要綱にも合致してまいります。

具体的には精神に障害がある人の病院から退院の支援でありますとか、あと研修会でありますとか、国の示されている内容でほかには、自立支援協議会の専門部会を位置づけて差し支えないということは、うたわれております。

現在この地域移行・地域定着部会に所属しておられる方が、人も変わっていかれるというところで、どこまでの認識をお持ちであるかというところについては、もう一度確認をさせていただかなければいけないのかなというふうに思って、今お聞きしていました。

ただ、この部会の中のメンバーなんですけれども、その中には例えば大阪府の職員であります地域精神医療体制整備広域コーディネーターという方も加わっていらっしゃる、あと保健所さんも加わっていらっしゃるんですが、この人たちは地域包括ケアシステムの構築を目的としたコーディネーターでもあります。ですので、おのずからこの部会の場というのは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場と、本市では位置づけられるというふうに考えております。

平成24年度には、府が精神障害者の地域移行を検討する専門部会をやはり自立支援協議会に設置するように要請をしております。そこに端を発しているんですけれども、その目的は精神障害にも対応をした地域包括ケアシステム構築というような経緯もございますので、私どもの反省ですけれども、そのことについてしっかりお伝えができていないのではないかとということ、今認識をいたしましたので、もう一度そのことについてしっかり部会の方と共有を図っていきたくて思っております。

以上です。

御丁寧な御説明ありがとうございました。

はい、御手があがりました。

高田委員さんですね。はい、お願いいたします。

難しいことはちょっとわからないんですけど、民生委員としましては、地域で住んでおられる方がお電話をされるんです。私の経験はちょうど連休の間にお電話が来て、自分の様子やとか状態を聞いてもらいたい。何でうちかなと思っていたら、普段はそういう事業所とかにお電

新野会長

高田委員

新野会長	<p>話をすると、話をいろいろと聞いてくれはるんだけど、みんな連休とかになると一斉にお休みされ、自分がしんどいとかちょっと体調が悪いとかというときに、こう言えるところがないとおっしゃったことがあるんです。その方ちょっとお亡くなりになったんですけど、この間ちょっと私は受け取らなかったんですけども、主人がちょっとしんどい、今状況がしんどいから電話してきはったでと。家内はおりませんけれどもと言ったみたいなんですけど、やはり自分の話を聞いてもらいたいというので、主人が30分ぐらい聞いていたでと。そうなんと、話をしたんですけど、その難しいことじゃなくて、その地域で安心して自分らしく生活をできるような、もっと身近にいつもどなたかが支えられている、ちょっと自分がしんどいときに支えられているという実感が欲しいんじゃないかなという感じが、この間ちょっとたまたま主人が受け取ってくれたので、そんなふうなんで自分がしんどいときに、どっかに話を聞いてもらえるところ、9時から5時までじゃなくって、やっぱり何かしら受けとめてくれるところがあればいいんじゃないかなというふうに、ちょっとこの文章を読んで思い出しました。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございました。</p>
中島相談支援課参事	<p>私の知識で言いますと、人権センターが電話を受けて、相談の対応をされているということもよく聞きますので、そういうところも御利用できるかなと思ったりするところですが、事務局のほうから何か御助言ございませんか。もうこの件は。はい。</p> <p>相談支援課の中島です。</p> <p>御意見ありがとうございます。</p>
新野会長 中西委員	<p>地域の相談の窓口としましては、障害者相談支援センターというところが市内に10カ所ございます。もちろん市役所にも障害者基幹相談支援センターがあり、あるいは精神に障害がある人でしたら、同じく総合的な相談の窓口の基幹相談支援センター「菜の花」というところがございます。ですので、そういうふうな相談窓口があるということの周知がまだまだできていないのだなというふうなことを、今感じましたので、これからも周知啓発に努めてまいります。</p> <p>以上で。はい、では中西委員さんです。</p> <p>地域の包括ケアなんですけれども、先ほどの1にあったみたいな、結局またゼロになっても、またこのさっきの計画でも実績ゼロになってるんですけども、特に精神障害に関しても進んでいるところもありますけれども、やはり偏見の目も強いですし、相談という話も今ありましたけど、でもただ多くの障害者の方は身近なところにかけたいんで、センターにかけたいわけではないときもありますんで、やはりそのあたり身近な最近であればピアヘルパーの方とか、ピアの方とか</p>

いろいろな方が支援していかないと、なかなか地域で障害持たれた方が及び精神障害の方というのは、なかなかずっと生活していくのは難しいというようなどころがありますので、そのあたりできるだけ施設があつたりがいいとか思いますけれども、御本人さんなり家族さんなりがやっぱりこう出ていきやすいような、そういうしかけといたしますか、やり方とか、相談しやすいような方向というのが非常に重要なこと。僕の知り合いなんかは、兵庫県のほうでやってるんですけど、例えば喫茶店ごとに相談の小さなカードを置いておいて、いつでも電話できるような喫茶店に置いてあって、電話番号とだけ書いてあって、そこにかけて何か答えがもらえるみたいな感じで、今はやりのワンストップでも構いませんので、何かそういう形で障害の種別にかかわらず、こういろいろな形で相談できたり、お話聞けたりというところがあったほうが、どうしてもなかなか地域のほうのこういう定着というのは、精神障害はほんまに二千何年ぐらいからずっと厚労省が三十何万床減らすと言ってますけど、一向に減らないんで、そのあたりは今後非常に重要なファクターかなというようなことなんで、ちょっとまた偏見の問題も含めていろいろと考えてもらったらと思います。

済みません、以上です。

新野会長

ありがとうございました。

今何人かの委員の方々から御発言のございましたことを、どうぞお考えに加えてくださいますして、次の計画を練っていただきますようお願いをしたいと思います。

太田さん。

太田委員

はい、済みません。

中島参事の説明もよくわかりました。この件はよく理解しました。

済みません、ちょっと1番にもかかってくる地域移行の話もかかってくるし、これ精神障害の人でも地域生活もかわることなんですけれども、先ほど事務局のほうからも説明の中にこの地域移行をする場合に、茨木市内だけでなく市外も含めて検討するというような話があったんですけれども、まず一方ではやっぱりこれも以前事務局からの説明で、住みなれた地域に住めるようにということで、この地域移行を進める必要があるという認識をもっていると思うんです。だから、もちろん御本人が茨木市やなくて、どこどこに住みたいとか、そういうことはもちろん健常者と言われる人でもありますけれども、この障害者の地域移行というときにそういう話ではなくて、本人がほかに住みたいとかいうことではなくて、茨木市に住めないからよそに行ってくださいというような話になってしまうんです。だから、そういうような形で市外も含めてというよりは、まず茨木市でし

新野会長

っかりと受けとめるというような気概をもって、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

貴重な御示唆を頂戴しました。よろしく願いをいたします。この部分に関しましては、事前の意見質問等を特にありませんでしたので、この〔2〕地域包括ケアシステムに関してのところは、これで終わってよろしゅうございますでしょうか。次、まだ3番、4番、5番とございますので、お願いしたいと思います。

では、〔3〕番、障害者の地域生活の支援、現計画では214ページです。さっきの精神障害の地域包括ケアシステムのその下です。

では、藤山さん御説明をお願いします。

藤山障害福祉課計画推進係長

こちら障害者の地域生活の支援という項目につきましては、先ほどの〔1〕及び〔2〕とも相関連する中身にはなってくるかとは思いますが、障害の種別あるいは程度を問わず、地域で暮らすことを希望される障害のある方が、地域で必要とするいろいろな機能、相談であったりとか、住まいの場であったりとか、そういういろんな機能をどのように整備をしていくのかということにかかるところになります。

地域生活支援拠点という言葉につきましては、以前からこの分科会も含めていろいろ説明をさせていただいている機会があるかと思うんですが、この拠点という言葉にちょっと引っ張られると何か大きな建物でもできて、そこで全ての事が完結するような建物ができるのかなと、いうように思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、茨木市の場合には何かその一つの建物の中に全ての機能を詰め込むということではなくて、市域にあるさまざまな既存のサービスであったり、マンパワーであったり、そういったことの集合体がこの地域で障害のある方が暮らすために必要な機能を満たしていくということが、きっちり揃いましたということが拠点の整備。拠点機能の整備というふうに思っただけだと、イメージが少しつきやすいかなと思います。そこを目標に令和2年度の来年度末をめどに拠点の整備が完了いたしましたと言えるようなものを目指して、現状進めておるところです。

現計画の進捗状況ということで言いますと、まだその今令和元年度がもうすぐ終わろうとしている現状において、整備が完了しましたと言える段階までは来ていないということにはなりますが、この検討の進みの状況というところで言いますと、先ほど言ったようにさまざまな機能がありますので、その機能ごとに検討を進めていきながら、ものによっては大分検討が進んでいるようなものもあるというような状況かとは思っています。

次期計画に向けての国等の動向ということで言いますと、その必要



新野会長	<p>な機能というものが、全国どの自治体でも全く同じということがございませんので、その地理的な条件であったりとか、広さであったりとか、人口の多い・少ないであったりとか、そういったことによって必要な機能というものが、違ってくるといふことでもありまして、単純に国が画一的に数字を示すことが難しいという性質がありますことから、その地域ごとに整備をしたその拠点機能について、定期的な検証の場を設けるといふことを、次期計画の目標として今国のほうでは検討しているというふう聞いております。</p> <p>この報告については、委員の方から事前の質問という形になるかとは思いますが、頂戴をしておりますので、大きい2つについてそれぞれ御回答をさせていただきたいと思っております。</p> <p>総合福祉計画に示されている（仮称）地区保健センター5カ所、これは皆さんお持ちのこの冊子の46ページにイメージ図が書いてありますので、お手間でなければそこをごらんいただきたいと思っております。</p> <p>地区保健福祉センター。</p> <p>では、藤山さんにお返しいたします。</p>
中島相談支援課参事	<p>はい、よろしいでしょうか。相談支援課の中島です。</p> <p>委員からの御質問があった、その総合保健福祉計画に示されている（仮称）地区保健福祉センターの中に障害者相談支援事業所が入る予定となっておりますが、そこではどういうふうな支援が行われるのかということと、あと高齢分野も含んだ包括的な相談支援体制が、具体的にどんな内容なのかということについて、回答させていただきます。</p> <p>計画のほうにもございますように、（仮称）地区保健福祉センターは5圏域、圏域が5つありますので、その圏域単位で連携体制の推進でありますとか、相談支援体制の充実や強化を図る役割を想定しております。ですので、そこに入る障害者相談支援センターにおいても、地域生活支援拠点の機能であります地域生活における緊急時に備えた相談支援体制づくりを担っていくものと、現時点では考えております。</p> <p>また、包括的相談支援体制といいますのは、各エリアが14エリアございますが、そのエリアに障害者相談支援センターのほかには高齢者の総合相談窓口であります、地域包括支援センターや子供から高齢者まで全ての住民の困りごとに対応するいきいきネット相談支援センターのCSWを配置しておりますので、こちらの（仮称）地区保健福祉センターの中心となりまして、各機関が連携や協力をしながら、一つではなく複合的な課題を抱える人や世帯に対して、制度を横断的に相談を丸ごと受けとめる体制、それを包括的相談支援体制と考えております。</p>
藤山障害福祉	<p>もう1点については、私藤山の方から説明させていただきます。</p>

課計画推進係  
長

自立支援協議会との連携という点について、説明をさせていただきます。この地域生活支援拠点の備えるべき各機能をどのように備えていくかということにつきまして、自立支援協議会の中に、先ほど申し上げましたように、さまざまな内容を議論する部会、あるいはプロジェクトチームというものが存在しておりますので、その必要な機能に応じてその関連する部会あるいはプロジェクトチームに議論をお願いをして、検討を進めていく手法をとっています。例えば、この地域生活支援拠点の求める機能の中に、やはり地域で障害のある人を支えるためには、その支え手となる障害者支援事業所であったり、ヘルパーさんといったマンパワーがどうしても必要になってまいります。そういったところについて、いわゆる研修であったり人材育成といったところが、地域の大きな課題になっているところです。そういったときに、例えば行政の側がこの研修をしますというようなことを一方的に決めますと、それが本当に地域で支える事業者さんあるいはヘルパーさんの現状、ニーズと合っているかどうかということの検証がされないという恐れがございますので、地域自立支援協議会の研修、啓発を検討するプロジェクトチームがございます。そちらでの検討や、今後は事業所連絡会さん、太田委員さんがいらっしゃる事業連絡会さんのほうにもお声がけさせていただいて、今まさに地域の支えとなってくださっている事業者さんが必要としている人材育成ニーズが、一体どのようなものなのかということをお伺いしながら、そこに効果的に力を注いでいけるような人材育成あるいは研修の体制というのを構築すべく、検討を進めているというようなことを今考えております。

その他の機能についてもそれぞれの機能に応じた部会との連携をとりながら、全ての機能を来年度末までにできましたと報告できるように、進めていきたいと考えております。

新野会長

ありがとうございます。

令和2年度末にできそうですか、とちょっとお尋ねになっているメモを私もらっているんですけど、できそうなんですね。

藤山係長  
新野会長

はい、完成するように動いております。

ありがとうございます。力強いお答えを頂戴いたしました。

この3番のところに関しては、ほかによろしゅうございますか。

地区保健福祉センター5カ所のうちの東地区、西地区、南地区は既にできておりますが、北地区、中央地区はまだ未設置というふうに、前回お聞きしているんですけども、これは進んでいるんですか。いかがなんでしょうか。地区保健福祉センター5カ所。

中島相談支援  
課参事

相談支援課の中島です。

今御指摘をいただきました、できていると言われている3カ所なん

	<p>ですが、そこにつきましては、まだこれから整備を進めていくところ です。今5カ所のどれも地区保健福祉センターとして設置をしている わけではなく、令和3年度から段階的に5カ所を整備していくという ような予定をしています。</p> <p>そのうち、その3カ所につきましては、既にどこに設置するかとい うことが、市立老人デイサービスセンターの跡地ということになるん ですが、そこに設置をしていくということに決まっております。ただ、 あと2カ所につきましては、現在もまだ、北と中央になるんですが、 場所を探しているということで、一気にということではなく、段階的 に整備を進めていくこととなります。</p> <p>ですので、先ほど申しあげました相談支援の体制づくりというところ も、段階的に地区保健福祉センターに障害者の相談支援センターさん に入らせていただくこととなりますので、一気に全てが令和2年度末 に完成ということではなく、見通しがもてるというようなところで令 和2年度末というふうに相談部分では考えております。</p> <p>以上です。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>徐々に進んでいっているという現実、現状でございます。ありが とうございます。</p> <p>それでは、次の〔4〕番。</p>
太田委員	<p>太田さん。</p> <p>済みません、ちょっと意見がまとまってはないんですけれども、大 きな枠組みで5圏域に地区保健福祉センターということは、よくわか ります。その中で高齢者の支援、相談、障害者もということにつくっ ていこうという流れはわかるんですけれども、では、この地域生活支 援拠点、これは箱物ではなくて面的整備、今ある資源を使ってとい うことだと思っておりますが、そうするとこの地区保健福祉センターの中に 例えばこの地域生活支援拠点を担当するコーディネーターのような人 をそれぞれのセンターに配置するとか、そういうイメージになるん でしょうか。そういうふうに考えたらいいでしょうか。</p>
新野会長	<p>箱物はわかったけれども、その中でソフトの面に携わる人はどうな るのだろうか、そういうことですよね。</p>
太田委員	<p>いえ、ちょっと違うんです。</p>
新野会長	<p>ちょっと違いますか、済みません。</p>
太田委員	<p>地域生活支援拠点というのは、この建物を建てるのではなくて、茨 木市の場合は、面的に整備をします。今既にある社会資源を活用して やっていくというイメージで考えておられるという話だったので、そ の場合その地区保健福祉センターの中にコーディネーターを配置する</p>

新野会長  
中島相談支援  
課参事

と。その社会資源をつないだりコーディネートする機能というのが一番重要になりますので、そういうイメージでしょうかということで、教えていただければというふうに思います。

はい、ではよろしくお願ひいたします。

相談支援課の中島です。

具体的にサービスをつないでいくコーディネーターの役割を、地区保健福祉センターに入る障害者相談支援センターが担うということではなく、そこに入る障害者相談支援センターは、地域の相談支援の体制づくり、特に地域生活支援拠点における機能としては、緊急時に地域で生活されている障害のある方が、生活を続けられるように対応していく相談支援の体制づくりについて、その役割を担っていくということになっています。それについて5つの圏域で分担のもと、市域として整備していくという考え方をしております。

具体的にサービスの組み合わせとしてのコーディネートはだれがどのように担っていくかということについては、これからの議論になっていくと思っております。

以上です。

新野会長

はい、太田さん、まだ続きがございますね。はい、お願ひいたします。

太田委員

これからの検討ということなんですけれども、相談支援の役割はもちろんあると思いますけれども、地域生活支援拠点の整備というところでは、それと別にコーディネーターをしっかり配置をして、取り組む必要があるのではないかなということ、意見としてお伝えさせていただきたいと思います。

あと、この5圏域で相談支援体制をつくっていくという話は、よくわかるんですが一方で、この障害者の支援というところと、高齢者の支援とやっぱり違うところがありますよね、これまでのこの審議会の中でもお伝えをしてきていますけれども、障害者の自立の概念これは高齢者とは違うんです。そういったところも含めて、例えば基幹相談支援センターをどうするのかとか、あと災害時ですね、大規模災害のときは必ず障害者を支援するコーディネートをする被災地障害者支援センターというものが必要になります。そういったところを、5圏域に分散するのか、そういうところはちょっと慎重に考えたほうがいいのかなと。分散するのではなく、やっぱり1カ所にしっかりと情報を集めて、そこから発信をする。もちろんこの5圏域の地区保健福祉センターについては活用ができると思うんですけれども、障害者の情報の取りまとめというところでは、高齢とその合わせてというのは、やはり障害独自で1カ所に集めておくということが、現実的に必要な

新野会長

のかなというところで、今後検討をお願いします。

ありがとうございました。

障害者の独自性ということを考慮に入れて、検討を進めていただきたいということでございます。

では、済みません、〔4〕番に移りたいと思います。

〔4〕番は、福祉施設から一般就労への移行等でございます。現計画書では215ページです。

では、お願いをいたします。

藤山係長

大きな4番、福祉施設から一般就労への移行等ということの項目につきましては、さらに①から⑤まであります。その5つの〇の中で、①から④につきましては、障害のある方が通う通所施設等から、いわゆる一般企業で就職をすることを目指した動きについての目標数値ということになっています。ですので、一般就労にどれだけの人が行けるように、あるいはそういった方が就労を目指すサービスをどれだけ使うのか。

さらには、その就労を目指すサービスを提供する事業所の就労移行率がどのどれぐらいになればいいのか。

あともう一つが、その就職を果たした方が、その職場でどれぐらい定着をできるのか。この4つがこの①から④の目標数値として掲げられています。この4つの目標については、一部の就労定着支援という新しいサービス、④にかかる部分については、まだ実績が出そろっていないので、検証ができていない部分もございますけれども、4つの指標については本市の現状としては、もともとの目標よりも高い水準で推移ができています。ですので、今後についてはさらに順調な推移を、もう一つ上の段階にもっていけるように、考えていくというふうな方向性にはなろうかと思っておりますけれども、今現状順調であるという旨を御報告させていただきます。

もう一つ⑤として示しているのが、この一般就労にかかる部分とは少し違いまして、就労継続支援（B型）事業所、いわゆる作業所というような言い方で認識されている方が多いかと思うんですけれども、日中一定の生産活動等を障害のある方がそこでされて、その対価として工賃をお受け取りになるというような性質のサービスになります。このサービスにおいて、毎月障害がある方が手にされる工賃の額を少しでも上げていこうというのが、この目標、⑤の示す目標のところになります。

ただ、この⑤の項目については、現状掲げている目標数値に達することができていません。1万4,490円の目標に対して、1万3,000円少しということで、1,000円から1,500円の差があ

るということになります。この平均工賃月額で1,000円というところ、結構大きな差になりまして、100円上げるのもなかなか大変というところがございますので、まだ大分頑張らないとこの目標に達することができないというのが、現計画での現状ということになります。

委員の方から事前意見、これは2点いただいているものについては、どちらも質問というよりは御意見というふうにお伺いをしているんですけども、この2点はいずれもこの⑤の部分、平均工賃を上げる目標の上での御意見というふうに向っています。一つ目は平均工賃がなかなか上がらない現状において、平均を上げるのはもちろんだけれども、平均なので高いところもあれば、低い所もある。なので、低いところとの差があるのも問題ではないのかということ、問題提起と御意見をいただいています。なので、高いところをぎゅっと上げて、平均が上がったからこれでいいということではなくて、いわゆる底上げの部分も市も含めて考えてほしいということ、御意見として頂戴をしています。

二つ目につきましては、工賃を上げる、障害がある方がつくったものを売って工賃を上げるということについて、障害のある方がつくったものだから、安く売ってくれるだろうというような認識が、もし世の中にあるのであれば、そういうのは改めていきたい、いってほしいというのが、御要望としてあります。そのために、もちろんその製品としての質、あるいは障害のある方でも芸術的な才能をお持ちの方いらっしゃいますので、そういったアート性あるいはパッケージ、PR手法を工夫することによって、もう少し製品力を向上して、より魅力的なものとして売っていくことができるのではないのかということ、アイデアとして御提案いただいたものだということに思っています。

こちらからは、以上です。

ありがとうございました。

今御説明いただいたことに関して、何か質問、御意見とかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

障害者施設から一般就労への移行等の全体的なこと、利用者数の変化、就労移行率、職場定着率、それから工賃というふうにお説明をいただきました。そして最後の委員さんからの提案を取り入れて、次の計画に結びつけたいという、そういう事務局の御返事でした。

中西委員さんお願いします。

済みません。すごいおもしろいデータやなと思って見させてもらいました。ありがとうございます。なぜかという、地域の生活をこだわってあれなんですけど、地域移行がほぼゼロに近いのと、就労がこ

新野会長

中西委員

れだけ伸びているという差がすごいおもしろいなと思ひまして、やはりそのあたりが働ける人と、地域に生活するところの見え方の違いがすごい如実に出てるなと思ひまして、ただ働くことがこれだけ伸びてはるのはすごくいいことなんですけど、意見にもありましたように、やはりいかに就労を伸ばしていけるか。障害を持たれた方が働くということ、あるいは世の中に対して貢献できるということは、非常に大事なことだと僕も思ってますので、そのあたりいろんな工夫をしていく必要があると思ひますし、何か新しいアイデアでやれたらと思うんですけども。そのあたりがもっと伸びたらなと思うし、これ含めてやっぱり思うんですけども、おっしゃってるようにやっぱり障害者やから安いとかいうところで、根的にやはりすごい障害を持たれた方に対する、そのそこばかりこだわったらだめなんですけど、偏見みたいなのがずっとあって、なかなかそういうところが拭い去れないところがあるので、やはりそのあたりは少しずつ物の見方を変えていくのが、取り組みというのが、今後要るのではないかとずっと思ひますので、そのあたりまた御検討いただいて、市民の方々が障害を持たれた方をもっとウェルカムになるような、そういうスタンスをもっていったらなというのが、思ひたりしています。

いうことで、済みません。以上です。

貴重な御意見ありがとうございました。

山口委員さん。

一般就労の移行率というのが、おおむね高い数字で達成できているということなんですけども、私も相談支援事業所でやっていますので、就労に向けた就労支援を御利用されてというシーンに何度かかかわったことあるんですけど、現場での実感として一般就労に移行されても結構退職される方が多くて、また就労移行事業所再利用であったりとか、B型のほうに帰ってきたりとかというところが、定着について結構課題が多いなという。就労はできるんだけど、結局その会社で続けることが難しく、戻ってきてしまうということ結構目の当たりにしてきていますので、今後もこの新しく始まった就労定着支援事業というところの数値というか、目標というところを、もう少し重点を置いたような計画になっていければいいなというふうに思ひております。

あと、委員さんからの意見というところで、確かに障害者のいろいろ製品つくったものとか、販売されているのを見るとやっぱり見せ方で、全然その商品の価値が変わってくるんだなというところもすごい私も思ひまして、私も利用者さんでも独特な絵描く方であったりとか、字を書く方であったりとかというところで、ずっとおうちに置

新野会長

山口委員

新野会長

いてはるような、作品をおうちに置いてはるような方もいてるので、これをもう少しアレンジして何か製品化できたらいいのになと思うことがたくさんあるので、そういうところも見せ方として、価値としてその方の行く行くは収入になるような見せ方をやっていけたらいいのかなというのは、私も思っているところです。

以上です。

ありがとうございました。

では、次の計画にこれを取り入れて進めていただきたいと思います。

次は、児童のほうです。障害児福祉計画でございます。

まず、冒頭に委員さんからの事前意見・質問等が出て、その後状況の報告とあります。

藤山さんをお願いしてよろしゅうございますか。

済みません。子育て支援課の藤岡と申します。

藤岡子育て支援課発達支援係長

新野会長

藤岡さん。ごめんなさい。

藤岡子育て支援課発達支援係長

よろしく願いいたします。座って御説明させていただきます。

障害児福祉計画につきましても、先ほどの藤山のほうから説明いたしました。障害福祉計画と同様に国の指針に基づき策定するものであります。

現計画で言いますと、232ページから243ページまでというところになります。

個別の成果目標についての説明をさせていただく前に、計画全体ということで委員のほうから事前にいただきました、御意見のほうを紹介させていただきます。数字を見て将来がイメージできる計画にしてもらいたい。そのために次世代育成支援行動計画との調和、これは先ほど申しました現計画で言う239ページから243ページというところになります。この部分を含め、市内の障害のある子供に対するその数値データを記載してもらいたい。

具体的にはどのようなものかという、障害児の総数であったり、年齢別の手帳所持者数、手帳種別や障害の程度別の人数であったり、いろんな学校、支援学校さんですとか地域の学校の支援学級さんに在籍しておられる障害児さんの数とかを、盛り込んでというような御意見を頂戴いたしました。

これにつきましては、全ての数値データを盛り込むことはできないかもわかりませんが、わかりやすい計画とするために、具体的な数字の資料等も盛り込むような形で、具体的に目指す姿がイメージ



新野会長	<p>しやすい計画づくりに努めてまいりたいと考えております。</p> <p>ありがとうございます。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>次世代育成支援行動計画の表が239から243ページに並んでいる。その中に障害のある子供に関するデータの表も加えてくださいなという、そういう注文ですよね。それは可能なんですか。</p> <p>どの部分でどういう数字が盛り込めるかというのは、現段階では何とも申し上げられていないところなんですけれども、なるべく具体的にイメージをつけやすいような形のほうにさせていただこうということで、考えておるということでございます。</p>
新野会長	<p>私が余りしゃべってはいけないのですけれども、次世代育成支援のメンバーの中にこの障害のある子供もおるんだよということを、この委員さんは強調してらっしゃるように感じたんです。御配慮お願いしたいと思います。</p> <p>それから後段のほうはいかがですか。233ページの表に。これについても。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>こちら当初から参考資料として、用意させてもらってる学校、これをまた細分化して学年別にとかいうことを御意見をいただいていると思っておるんですけれども、それにつきましてもどこまで細かく出せるのかというのは、現段階では何とも申し上げられないところなんですけれども、なるべく今よりはイメージがつけやすいような具体的な数字を盛り込めるような形で考えさせていただいています。</p>
新野会長	<p>私と議論をしていたら先へ進まないんですけれども、ここでは保育所、幼稚園、小・中学校、小中学校の支援学級のことには入っているんですが、支援学校自体の数字が入っていないという御指摘だと思うんですよ。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>支援学校さんのほうに在籍されている市内の障害児さんの数ということでございますよね。</p>
新野会長	<p>はい。支援学校自体も一つの表でここへ並べる必要があるのではないかというふうに、私はこの委員さんの御意見読み取ったんです。よろしく御勘案ください。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>はい。</p>
新野会長	<p>では、その下、成果目標以下については、いかがでしょう。御説明お願いいたします。</p>
藤岡子育て支援課発達支援	<p>引き続き藤岡のほうから説明させていただきます。</p> <p>成果目標の（1）番です。児童発達支援センターこちら現計画でい</p>

係長	<p>いますと234ページということになります。この設置箇所数だけが目標設定をされておりますので、それについてはもう設置されておるとい状況でございます。</p> <p>ただ、あればいいというわけでは決してございませんので、現計画の中でも機能の充実であったり、ということはどうたわせてもらっておりますが、引き続き児童発達支援センターの機能の充実をめざす必要があると、現段階では考えております。</p> <p>というところで、いただいた質問なんですけれども、「今後このセンターの機能充実を目指すのは具体的にどのような内容を指すのか、現段階で考えていることがあれば」という御質問を頂戴しております、これにつきましては現段階で具体的に申し上げることはできないんですけれども、そもそも児童発達支援センターのなすべき役割というところの、基本的にその通所支援の事業所さんに地域支援というか、地域での別の機能というのが盛り込まれたものが児童発達支援センターということになっておまして、その地域支援の機能を具体的に申しますと、現在もやっておることにはなるんですけれども、地域のほかの事業者さんへの支援であったり、市民向けの啓発活動的なことをやっておりますけれども、そのへんを付加されている地域支援機能の充実を目指すことになると、現段階では考えております。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、先へ進めていただきましょうか。</p> <p>次は、(2) 保育所等訪問支援です。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>(2) 番、保育所等訪問支援です。</p> <p>こちらちょっと余りお聞きに及びでない方もいらっしゃるかと思いますので、現行計画の237ページのほうをごらんください。</p> <p>右下のほう、一番下の表の下から2つ目の欄のところに保育所等訪問支援という項目がございますけれども、そこに書いておりますように保育所等に通う障害児にその施設等を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います、と書いてありますように具体的に現在通われている保育所や幼稚園、また小学校・中学校・高校高等部も含めてというふうになるんですけれども、そういう集団に属されている方のその集団に訪問をしまして、そこで支援を展開するというようなサービスになっております。</p> <p>これにつきまして、成果目標のところでは実施できる体制の整備ということで、事業所数の目標設定をさせていただいております。これも既に数的には達成といえますか、していく状況でございます。</p>
新野会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に(3)、(4)、(5)と一気に御説明お願いいたします。</p>

藤岡子育て支援課発達支援係長

まず、(3)です。

医療的ニーズへの対応ということで、これは重症心身障害児さんといわれるような、重度知的障害と身体障害を併せ持たれるような方で医療的なケアが必要なお子様たちへの支援ということになります。その方が通われることができる事業所を未就学の方が児童発達支援、就学児の方については放課後等デイサービスという形になるんですけども、それらの事業所の必要箇所数ということを目標を設定をしておりまして、32年度、最終年度までに現行に加えて放課後デイサービス、就学期の子供さんへの事業所さんを1カ所増設するような目標設定をさせていただいております。

これにつきまして、現況としてはまだ達成しておりません。引き続き地域の事業所の開設でしたり、既存の事業所さんで受け入れの幅を広げてもらう、人数をふやしてもらうみたいな、そういう働きかけ等を継続して行っていく、できるように達成できますように努力はしていきたいと考えております。

新野会長

目標数値に近づけるようにどうぞお願いをいたします。

次は、4番、5番。

藤岡子育て支援課発達支援係長

4番、5番、これはまとめてになりますけれども、先ほどから医療的なケアが必要な子供さんですとかっていうことになりますと、医療だけでなく、保健、福祉、保育、教育、いろいろな関係機関の支援が必要になってくるような子供さんでありまして、そういう子供さんの支援を協働して、連携を深めながらしていくためのそういう協議の場の設置ということが目標設定になっております。

これにつきましても、30年度にもう既に具体的には何度も出ております茨木市の障害者地域自立支援協議会のこちらの子ども支援PTというところですね。そちらのほうを、本市のこの協議の場と正式に位置づけさせていただいたところでありまして、今年度に協議を開始しているというような状況でございます。

あわせて、その協議の場にコーディネーターを配置することということで、こちら5番になりますけれども、そういう目標設定をしておりました。これにつきましては、30年度の段階では大阪府さんの研修も実施されておらずでして、今年度ですね。そういう研修会が、コーディネーターの研修会というのが実施されました。

その研修会のほうには、書かせていただいておりますように、医療型の児童発達支援センター藍野療育園さんの職員さんに御参加いただいたところでありまして、という状況でございます。これから、この何ていうんですか、協議の場のそこには運用に関する目標というふうに書かさせていただいておりますんですけども、具体的にはこの協議

のあり方やその何ていうんですかね。連携を深めていくというようなことを目標として挙げることになろうかと考えております。

というあたりで事前の御質問というところで医ケアに限らず、全ての障害がある子供にとって、さまざまな支援機関との関係をコーディネートする存在が必要で、それを担うのが相談支援専門員だと思う。全ての利用者が相談支援を受けられるよう、相談員数や計画普及率等を計画に盛り込んでほしいという御要望をいただいております。

これにつきましてなんですけれども、この協議の場に置くこととされているコーディネーターというものにつきましては、協議の場で連携を深めていくためのコーディネートをするものと考えております。

個別の相談支援専門員さんたちが実施していただく、個別のサービスのコーディネートではなくて、複数の分野の支援機関の支援と支援をコーディネートするコーディネーターというようなイメージで考えておまして、あくまで今の現段階での考え方、その協議の場において必要な役割というのが出てくるということも想定されますので、このコーディネーターの役割につきましては、協議の場において協議を重ねる中で具体的にもっとイメージできるようにしていきたいと考えております。

質問のところですね。また、相談支援専門員さんの必要数等、具体的な目標設定にふさわしいかどうかも含めて、計画策定の中で検討させていただきまして、当初に申し上げましたように、具体的にイメージできやすい計画づくりに努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

ありがとうございます。

ここで、掲げられていますコーディネーターの配置ということと相談支援専門員さんというのはイコールではないんですよ。はい。

ちょっとこの方、誤解をしておられたかもわからないですね。別の役割でございますので、そこはわけて整理をしていただいて、前に進めていただけたらと思います。

この部分に関して何か御意見、御質問ございますか。児童のところです。

では、森川委員さん。

私も知識が余りないのでわからないので教えてほしいんですけども、(1)の児童発達支援センターの福祉型と医療型とわかれてあるんですけども、中身の違いがちょっとわからないので教えていただきたいんですけども。

それと、もう一つが、障害者自立支援協議会の中で話があったかど

新野会長

森川委員

新野会長

うかちょっと覚えてないんですけども、放課後デイサービスについて、入浴サービスがある事業所がなくなったという話があったかなと思うんですけども、その後、入浴のサービスを対応できる、入浴サービスについて市としてはどういう対応を取っていただいているのか、何か動いてもらっているのか教えていただきたいと思います。

ありがとうございました。

福祉型、児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターの違いは何かということと、放課後デイで入浴がなくなったというのもその後どうなっているのか、そういうことですよ。

ちょっと聞いたかもしれないんですけど、済みません。

森川委員

お答え、事務局でお願いいたします。

新野会長

子育て支援課の藤岡でございます。

藤岡子育て支援課発達支援係長

福祉型の児童発達支援センターといいますのは、と医療型の発達支援センターの違いということなんですけれども、具体的に言いますと、福祉型の児童発達支援センター、茨木で言いますと、あけぼの学園というところになります。もともと未就学児さんの通園施設という形で運営させてもらってまして、そこにその地域支援機能がついたような形で児童発達支援センターということになりました。

もう一カ所の医療型児童発達支援センターですけども、これ茨木の場合ですと具体的に申し上げますと、藍野療育園になります。こちらと先ほどの福祉型がどう違うのかということなんですけれども、医療型というのは、その文字のとおり、医療的な支援をするというような意味合いになります。医療のほうの専門性を持たれているのが医療型の児童発達支援センター。そうではなくて、一般的な福祉的な専門性を持たれているのが、福祉型の児童発達支援センターというようなことになります。

放課後デイサービスのお風呂の問題なんですけれども、そもそも放課後デイサービスの実施内容としてお風呂というのはないのが現状です。

そういう実際に必要とされている方がたくさんいらっしゃるって、特に医療依存度の高い、医ケアの必要な子供さんについて、お風呂の問題というのはすごく深刻な問題だと認識はしておりますけれども、実際そういう、具体的な事業者さんの名前を申し上げませんが、それをやってらっしゃった事業者さんが引っ越しに伴って、お風呂をできなくなったという現状があります。

そのこととかについても今後ですね、次年度計画の具体的な審議の中で、また御意見をお伺いすることになるろうとは思いますが、市として何らかのこの対策というのは検討が必要になってくるならば対

新野会長

策もできるようにはなりませんし、現行ではちょっと現状では何とも申し上げられませんが、必要に応じたような形で対応はしていきたいと考えております。

ありがとうございました。

今後も希望を出し続けてください。

では、時間を随分取ってしまいました、資料2の御用意をお願いいたします。

議題2 茨木市障害者自立支援協議会全体会の報告についてに移らせていただきます。

先にいただきました議題1に関する御意見や御提案などは事務局のほうでどうぞよろしく計画案の中に盛り込んでくださいますように再度お願いをしておきます。

では、山口委員さんお願いをいたします。

山口委員

私のほうからは、昨年12月19日の木曜日に開催されました、令和元年度第2回茨木市障害者地域自立支援協議会全体会議事概要について説明させていただきます。

内容としましては、報告案件が多かったんですけれども、ちょっと順番に説明させていただきます。

まず最初に、災害対策プロジェクトチーム立ち上げ及び取り組み状況についてというところで、立ち上げの経緯、目的、現在の取り組み状況等について報告を行っております。

立ち上げ、経緯、目的については災害対策プロジェクトチームになる前のワーキンググループのときに作成した課題整理表をもとに着手する課題の優先順位を決定し、他機関への依頼など課題解決に向けて調整等を行うことを目的にプロジェクトチームを発足されております。

参画機関については、(2)ですね。ごらんとおりとなっております。

(3)の主な課題及び取り組み状況については、まずプロジェクトチームとしてはまず、時間をかけずに災害の内容は多岐に渡りますので、時間をかけずにすぐに取り組みるところから着手しており、その下の①から医療的なケアの必要な方の電源の確保等についてというところで、市の日常生活用具の給付制度で人工呼吸器用の自家発電機の助成があるので、それを周知するであったりとか、次のページにいきます。

②の安否確認の方法についてというところで、地域福祉課と情報共有を行い今後災害対策PTとしては、できることについて検討、また障害福祉課で配布している「障害者福祉のてびき」という冊子に避難

行動要支援者名簿のことを掲載し、周知できるよう調整中ということであったりとか、③は避難所に関することというところで、危機管理課に避難所に配置されている開設セット、そのセットに避難所で生活する際の障害児者への配慮事項が記載された文書を入れてもらえるように提案するであったりとか、④については、事業所等の連携・情報の共有の仕組みについてというところで、安否確認や情報共有の方法等についてできることを検討、事業所連絡会の中で検討してもらうよう依頼するというところだったりとかというところを報告をしていただいています。

その中で出た主な意見、質問なんですけれども、安否確認のことだけではなくて、その先の避難所等での生活での困り事、被災された住宅の中でも困りごとなど具体的なサポートのところまで議論・検討してもらいたいというところであったり、また、聴覚障害者のある方にとって、電話での安否確認は受けられないので、電話以外の確認方法はあるのかというところでは、ファクスやメールでの安否確認等は北部地震のときにも実施されてますという回答があったり、あとは聴覚障害者協会の会員さんの中で、互いに情報交換や安否確認が可能なんですけれども、それ以外の、その会に入られていない方に対する情報提供などが課題かなというところが出ています。

それに対しては、地域防災計画の中で安否確認に関して、個別具体的なところまでは、計画には落とし込まれていないので、今後、検討が必要であるということも話されました。

あとは、避難所などで必要な情報が掲示板に掲載されているが、電話番号しか載っていないと。聴覚障害者の方にとってその情報にどうアクセスしたらいいのか、情報を得ていけばいいのかという御意見が出ております。

2番ですね。子ども支援プロジェクトチームのほうから「教育と福祉の連携」等における取り組みについての活動経過報告がございました。

高槻市の同じ自立支援協議会の子どもワーキングというワーキンググループがあるので、そこと共催で支援学校の研修会に参加。今年度は高槻支援学校と摂津支援学校を回って、相談支援を中心に障害福祉サービスについて説明されております。この研修のためにきたとか、これから相談支援のことをもっと知っていかないとなどの声もあって、教育と福祉の連携の必要性を感じてもらっていると実感したということです。

もう一つ、6月24日には大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさかに依頼し、『「教育」と「福祉」の連携～発達障害の子ども

への支援、問題となる行動への支援について～』研修会を市内の小中学校や周辺の支援学校、市内の児童にかかわる事業所向けに開催しております。

参加者が76名、メインターゲットであった小中学校や支援学校の先生は16名参加されてますということです。

あとは、その中で、教育と福祉がお互いに連携を深めるためにどういった取り組みがいいか、また、医療的ケアの必要な児童についての協議の場に期待することがあれば御意見をいただきたいということで、次のページに主な意見、質問などというところで、まだまだ計画相談が浸透していないという現状を今後、どうしていくかというところとか、アクトおおさかの6月の研修ですね。先生16名以外の60名はどういう人かというところで、ここに書かれてあるような事業所の方でしたというお答えがありました。

プロジェクトチームに学校教育推進課さんが参加している中で、さらに相互理解を深めようと思うのであれば、もう少し強制力をもって先生方に参加してもらうなど、そういうことを推進していくことは可能ではないのかというところだというような御意見も出ております。

3番目、研修・啓発プロジェクトチームのほうから、昨年11月11日に開催されました、しょうがい福祉フェスタ等についての報告がありました。

場所はローズWAM、内容としては、午前、映画「道草」という映画の上映会、これは地域で重度障害者の方がヘルパーさんの支援を受けながら地域で生活しているというようなことを追ったドキュメンタリー映画なんですけれども、その上映ですね。

午後の部については、その映画に出演されていた当事者の方のお父様に講演をしていただいて、2部については三田会長をコーディネーターに重度知的障害者の自立支援をされている方に御登壇いただいて、「重度知的障害者が地域で暮らすために」というのをテーマにトークセッションを実施されております。

参加者が午前の部174名、午後の部126名ということで書いております。

あとは、自立支援協議会のパネルの作成について。啓発用のパネルを作成させていただいて、福祉のイベントやしょうがい福祉フェスタで掲示・啓発を実施しております。

その中での意見、質問なんですけれども、今回、SNS等で周知もされて、この出てはった、来てくれた岡部さんの発信力もあったのかなと思うんですけれども、茨木の協議会がこういうことをやっていることということが全国的に認知されたということで、北九州のほうか



らも参加があったようで、関心が得られたのではないかといいところであったりとか、市のイベントや学祭のようなどころ、ほかのところがやっているところにこちらから出向いて行って、参加する形でやってみてはどうか、福祉だけで集まるのではなくて、ほかのところにもPRできるような方法があればということで、御意見をいただいております。

最後のページになります。

障害者虐待防止センター実績報告についてということで、相談支援課のほうから第1回全体会での指摘事項や修正項目等について改めて報告を行っております。

また、今までは、大阪府のマニュアルやフロー図に基づいて虐待対応を行っており、茨木市版のマニュアル等の作成はしていなかった。今後、茨木市版のマニュアルとフロー図の作成をしていくということで、なっております。

主な意見、質問なんですけれども、報告の内容に修正等が第1回からあったということで、それが思っている以上に大きな問題だということ認識してもらいたいということであったりとか、虐待通報ダイヤルへの通報10件のうち虐待として判断した件数はどうか。あとは、虐待通報ダイヤルへの通報でオペレーターが緊急性の有無を判断する、その根拠というのはきちんとあるのかということでは、専門職が対応しており、アセスメントシートをもとに聞き取りを行って緊急性の判断をしているということです。

ほかの市町村では、大阪府のものを基盤にして各市の虐待の通報の流れ、フローというものを法律が動き出したと同時に作成しているが、何で作成してなかったのかということで、茨木市としては、対応、国・府の標準マニュアルを参考に対応してきたのは事実なんですけれども、自治体規模、組織体制、業務委託等の体制、また、茨木は事業所の指定権限も持っているなど、国・府の標準マニュアルでは対応できない部分もあるため、遅いところではあるんですけども、市独自のマニュアルをやはり準備をする必要があるということで、準備しているところというような意見、質問がありました。

5番目に、差別解消協議会についてということで、これも相談支援課のほうから、会議内容等について報告をされております。

第3回、実際に起こった差別事例報道をもとにグループワークを行ったり、第4回では、あっせんの申し立ての流れや規則などのルール決め、必要な様式の整理などについて協議。

第5回は、1年間の振り返り。

第6回目は相談事例の共有や意見交換、これは非公開という形でさ

れたということです。

あとは6番目、その他のいうことで事前質問に、委員からの事前質問に対して、障害福祉課のほうから御回答をいただいたというような内容になっております。

以上です。

御報告ありがとうございました。

新野会長

ただいまの御報告に対して、御意見とか御質問とかございますでしょうか。非常に実の厚い活動をされているということが読み取れました。聞き取れました。いかがでしょう。何か御意見、御質問。

はい、市民委員さんでいらっしゃいます大木さんですね。

大木委員

大木です。きょうはちょっとおくれまして申しわけありませんでした。

さっき医療的ケア児のコーディネートのところ、ちょっとお聞きするのもし損ねたのもちょっと含めて、教育と福祉の連携のことにすることで、ちょっと現状をお聞きしたいなと思うところがあるんですけども、特に今福祉や医療のことが必要なお子さんにかかわっているわけでは、支援でかかわっているわけではないんですけども、いろいろこう支援の経過の話聞く中で、やっぱり言動に心配なところがあったりするお子さんの御家庭は一人親だったり、貧困だったりとか、そういう背景があって、メディアで見たりするのはひどい、程度のひどい虐待があったりした場合はお子さんが緊急搬送されて、メディアの報道ですので、それきりのことで、そのお子さんがそのあと、例えば障害を負ったとかそういうところまでは入ってこないわけなんですけれども、例えば、茨木市内でもそういうことがあってというようなときに、医療と教育と福祉、これがどう連携してお子さんに支援していくのか、実際その医療的ケア児さんというふうにすると、もう従来では重度心身障害児さんのことを考え、今は中心ではあったと思うんですけども、これからはやっぱりそういうふうには医療を途中で必要としていくお子さん、その背景には家庭のさまざまな問題があるというところを考えると、連携ということが必要なんではないかと思いましたが、ちょっと茨木市の現状を含めて、これからどうなっていくのかというのをちょっと教えていただくと参考になります。

新野会長

教育と福祉に加えて、医療も含めて連携というのを今後どのように考えていけばいいのだろうかということだと思っておりますが、委員の方の中でこういう方向を目指すべしというような御意見ございましたら、委員さんどなたかいらっしゃいますでしょうか。

はい、山口委員さんお願いいたします。

山口です。

山口委員

済みません。今私計画相談の事業所におるんですけれども、本来サービスに受給者証をもってサービスを利用されている方全員に計画相談、介護保険でいうとケアマネのような立場の方が全員につかないといけないという状況で、前回のこの分科会では、子供については19.9%、大人については35.5%という方にしか、まだ計画相談が入っていないというところでの現状、今の数字をお聞きしたいというのが一つと、あとやっぱり連携を推進していくためには、介護保険のケアマネさんのように、障害のある方には計画相談、相談支援専門員がいるんだよというのが当たり前になってほしいというのが私の思いですごくありまして、そうなると、連携、医療であったり、教育であったりというところの連携がもっとも取りやすく、お互いのことがわかりやすくなっていくと思うので、全員に計画相談がつけば、幾つかの課題は解決できていくんじゃないかなというところで、そのあたりの数値目標も掲げてはおられるんですけれども、もっと推進するために、どういう取り組みが必要かというところをまた話し合っていけたらなというふうには思っております。

ありがとうございました。

新野会長

事務局のほうからは何か参考になる。

藤山障害福祉課計画推進係長

ありがとうございます。障害福祉課の藤山と申します。

今大木委員のほうから、医療との連携が必要な障害のあるお子様は重症心身障害児だけではないよというような内容のお話をいただいたかなと思っています。

今現状の、先ほど報告にありました医療的ケア児についての支援といういろいろな報告、今現状での検討内容というのは、主には重症心身障害児のことについての話にまだとどまっているのが現状かなと思っています。

ただ、課題のあるお子様が家庭環境も含む状況の中で、どのタイミングで医療との連携が必要になるのか、どの程度の連携が必要になるのかということについては、今の検討ではまだそこまで進んでいないのはそのとおりなんですけど、先ほど山口委員がおっしゃってくださったように、まず発達に課題のあるお子様に対して、しっかりと支援の目が計画相談なりの形でしっかり入っていくということで、その背後にある御家族の問題、あるいは御家族にも支援が必要なケースというのが発見できることというのはきっとあるんだろうというふうに思っています。ですので、まずはちゃんと支援の目がそれぞれお一人お一人につくことから家族の複合的な課題を抱えるケースに対しての対応というのを進めていくということになっていくと思いますが、今その数値的な目標というところを今直ちに掲げられる状態ではないのか

新野会長

なと思いますので、その検討の場、あるいは検討の機会ということは何らかの方針の中に盛り込んでいけるように、一度検討させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ほかにはございますか。委員さん同士で討論、討議ということができればありがたいのですが。

さあ、もうよろしゅうございますでしょうか。はい。

では、いろいろと御発言、御討議いただきました。この議題2はこれで終了をさせていただきます。よろしゅうございますかね。

では、議題3に移らせていただきます。

事務局からお願いをいたします。

藤山障害福祉  
課計画推進係  
長

障害福祉課の藤山です。

この議題3としては、こちら事務局のほうからは、この会議の次年度のおおまかなスケジュールについてのアナウンスをさせていただきますと思っております。

本日、当日資料としてお配りをさせていただきましたA4横1枚の真ん中に横長の表が入っている障害児福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）策定にかかる今後の予定（概要）というものをごらんいただくようお願いいたします。

この表をごらんいただきますと、一番左が1月、令和2年の1月、まさに今月。一番右が来年の3月という形で書かせていただいております。縦にはこの障害者施策推進分科会とその他意見聴取の機会ということと、国・府の動きというのを書かせていただいております。

この会議について言いますと、この1月、今まさに行っているこの会議が次期計画策定にかかる具体的な動きのスタートということになりまして、来年度については5月、8月、11月と、これはおおよその時期で細かい日までは会場の都合等で、まだ確定しておりませんが、おおよその時期といたしまして、5、8、11ぐらいの時期に開催をする予定であります。

この会議の動きと並行して計画にかかる動きといたしましては、まずは障害福祉サービス事業者等への意見聴取等というところでは、障害者団体の方等にも御意見を伺う機会があればいいなというふうには考えておるんですが、というのも、この会議と並行して計画に対する御意見を聞く場を設けたいというふうに思っております。

また、もう11月を超えて一定計画のある程度形がかっちり固まってきた状況では市役所庁内、福祉以外の部署も含めた他の部署にもこの計画に関する意見、連携のあり方というのを意見聴取したいと思っております。

そして、それが全て済みましたら、広く市民の方に向けてパブリックコメントを実施した上で最終完成ということになるかと思います。

参考に、一番下に国・府の動きということで、これは前回の計画作成時のおおよそのタイムスケジュール、時期なので、国・府がもしかしたら時期前後する可能性がありますけれども、おおよそは年度明けですぐには、次期計画に向けての基本方針というものが示されることが予想されます。

その後、市町村への説明会、あるいは市町村の意向の聞き取りというのが行われて、大阪府のほうから計画に関する数値データ等が提供されてくるというタイムスケジュールになっております。

下に、2点書かせていただいております。令和2年度におきましては、この分科会としては3回の会議を予定と。ただ、審議の進捗状況によって、これで3回では足りないよということになりましたら、1回程度臨時開催の可能性があるというふうにアナウンスだけさせていただきます。

もう一つについては、この庁内意見聴取あるいはパブリックコメントにつきましては、最初議題の1の冒頭でも申し上げましたように、この障害関連の2計画とあわせた検討が進んでいる介護、高齢の計画がございまして、この別分野の計画と一体的に冊子をつくりますというお話をさせていただいたので、そのほかの分野の計画もあわせた形でのパブリックコメント等の実施になると思われまますので、それだけお伝えをさせていただくということになります。

簡単ですが、以上です。

ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、何か御質問はございませんでしょうか。日程を今の時点で御了承くださいということでもございました。

そのほか、事務局から何かございましたらお願いいたします。

はい、太田さんです。

高齢・介護の計画等と一体的にということなんで、私この障害のほうの方しか出てないのでね、ほかの動きとか、全体の審議会の議事録とか送ってもらっているんですが、高齢のほうとか、地域福祉ですかね、そちらのほうの分科会の動きとかは全く把握できてないので、できればそちらの情報もあわせて共有させてもらえたらなど。

また、障害の分科会の資料とか議事録についても、ほかの分科会の人にもぜひ知っていただきたいなと思いますので、御検討をお願いします。

ありがとうございました。

総合保健福祉という観点で他の分野の動きも知りたいと、ごもっと

新野会長

太田委員

新野会長

石井障害福祉  
課課長代理

もな御意見だったと思います。

では、事務局のほうからほかにございましたらお願いいたします。

本日の会議録についてです。会議録のほうにつきましては、事務局で一度案をつくりまして、でき次第皆様にお送りいたしまして、内容を確認いただいた上で、情報ルーム及び障害福祉課のホームページで御紹介させていただきますことを報告申し上げます。

以上です。

新野会長

長時間に渡りまして、皆様活発な討議、意見交換をしていただきまして、大変貴重な会議になったと思います。

これを持ちまして、今年度の分科会は終了でございます。

来る新年度、令和2年度の会議はまた先ほど計画で御説明のあったとおりでございますので、この先もどうぞよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、きょうの会議終了とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。